〈6〉大学と共同研究を行う際の輸出管理
—三菱電機株式会社　輸出管理部へのインタビュー—

情報サービス・研修部

「企業は、大学における輸出管理をどのようにみているのだろうか。」
今回の大学特集では、産官学のそれぞれの輸出管理の立場から意見をいただいた。企業における輸出管理マインドは浸透している一方で、大学の輸出管理に対する意識は、アンケート結果から分かるとおり、認識はもちろん、運用や制度自体に課題を孕んでいるといえる。
三菱電機株式会社では、大学との共同研究における契約段階で、輸出管理の文言を盛り込んだ共同研究契約書を交わしているという。そこで、企業が大学に対してどのようなアプローチをしているのかインタビューを行った。
なお、参考までに平成19年度の国公私立大学等における民間企業等との共同研究件数は16,211件と、前年度に比べて1,454件（10パーセント）増加した。相手先としては民間企業が最も多く13,790件（85パーセント）である[1]。

◆開始時期は？

三菱電機では1996年から、大学を含めた顧客から確認書の取得または基本契約書中に輸出管理条項を盛り込むことで不正輸出・転用防止を図ってきました。2004年からは社内規程で文例を定め、表現内容を明確化・標準化しています。

◆共同研究の際、規約の内容は？

前述の確認書あるいは基本契約書中に盛り込む内容は、三菱電機からの提供貨物・提供技術について外為法を遵守した取り扱いと大量破壊兵器用途に使用しない旨を求める内容としています。

大学に対しても特段、他の取引先と区別した取り扱いは行っていませんが、通常の企業に対する基本契約の代わりに個々の共同研究契約の中で、上記内容を盛り込むようにしています。

◆大学側の輸出管理に対する認知は？

大学のミッションは教育と研究であり、国際間での情報交換が定常活動の一環として実施されることも多く、企業以上にしっかりと技術提供管理を実施する必要があると認識しています。最近、ある大学から輸出管理の方法について問い合わせがありましたが、このことからも実態としてはまだ緒についたばかりで、今後輸管意識・知識ともに充実させていく必要があるのではないかと思います。

◆大学との産学連携の際、留意していることは？

上述のように共同研究契約で輸管条項を盛り込んでいても、契約内で個々の技術提供を実施する前に、契約に規定される顧客・用途・仕向地等の範囲内であるかを都度確認するようにしています。また、日本国内の大学との取引であるにも関わらず、英語表記の取扱説明書や図面を要求される場合には、先方の大学がその技術内容を外国企業ないし海外の大学へ移転する懸念があり、用途確認を再度実施する等の注意を払っています。

---

[1] 文部科学省発表「平成19年度大学等における産学連携等実施状況について」